

山梨県公報

第六百七十八号

令和八年

八月十日

月曜日

目次

告示

○道路の供用開始

○道路の区域変更

公告

○土地改良区役員の退任及び就任

○土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更

○公共測量の実施

告示

山梨県告示第二百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和八年八月三十一日まで一般の縦覧に供する。

令和八年八月十日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 （メートル）	供用開始の 期日
県道	都留インター線	都留市つる四丁目七八六番 一地从から 都留市つる五丁目七九四番 一地先まで	四三・八	令和八年八月十九日

山梨県告示第二百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和八年八月三十一日まで一般の縦覧に供する。

令和八年八月十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府山梨線
- 三 道路の区域

区間		旧新 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
山梨市切差字下戸石沢三八三番一地先から 山梨市切差字笹谷五〇〇番四地先まで	旧	七・三 〃 一二・五	四三・八	
	新	八・〇 〃 三五・〇		

公 告

◎ 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、龍岡土地改良区から役員が退任及び就任した旨届出があつたので次のとおり公告する。

令和八年八月十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 退 任

役職名	氏名	住所	退任年月日
監事	谷宗久	韮崎市水神一丁目三番一号	令和八年六月二十八日

二 就 任

役職名	氏名	住所	就任年月日
監事	小澤雄二	韮崎市水神一丁目三番一号	令和八年六月二十八日

◎ 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業「生産基盤型」黒駒東地区）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和八年八月十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 縦覧書類 変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和八年九月八日まで
- 三 縦覧場所 笛吹市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和八年九月二十三日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和九年二月十日まで

◎ 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により中北農務事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和八年八月十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- | | | |
|---|-------|-------------------------|
| 一 | 測量の種類 | 公共測量（三級基準点網図） |
| 二 | 測量の地域 | 山梨県中央市の一部 |
| 三 | 測量の期間 | 令和八年七月二十九日から令和九年三月十二日まで |